

第 10 回再発防止「岩手モデル」策定委員会会議録（概要版）

1 開催日時

開会 令和 5 年 10 月 1 日（日）13 時 00 分

閉会 令和 5 年 10 月 1 日（日）15 時 50 分

2 開催場所

サンセール盛岡 3 階大ホール（盛岡市志家町 10-1）

3 出席委員

大貫隆志一般社団法人ここから未来代表理事、小幡佳緒里リベルタス法律事務所弁護士、児美川孝一郎法政大学教授、高橋幸平朝日大学教授、南部さおり日本体育大学教授、菊池芳彦教育局長、坂本美知治教育次長、大森健一教職員課総括課長、西野文香教育企画室長兼教育企画推進監、度會友哉学校教育室学校教育企画監、菊池勝彦保健体育課総括課長、駒込武志教職員課県立学校人事課長、熊谷治久教職員課小中学校人事課長、中村智和学校教育室高校教育課長、武藤美由紀学校教育室義務教育課長、千田幸喜学校教育室生徒指導課長、多田拓章学校教育室産業・復興教育課長、本田牧人ふるさと振興部学事振興課総括課長、鈴木忠文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長、佐藤和子保健福祉部特命課長（日向秀樹保健福祉部障がい保健福祉課総括課長代理）

欠席委員

大塚耕太郎岩手医科大学教授

藤田治彦藤田法律事務所弁護士

4 会議の概要

（1）開会

（2）委員長説明（第 9 回策定委員会で御遺族様からいただいたご意見について）

（3）議事

部会の検討状況等について

① 再発防止「岩手モデル」発信作業部会

② 体罰・ハラスメント防止マニュアル・ガイドライン検討部会

③ 人事管理等検討部会（「方法の検討」チーム）

④ 部活動指導者研修検討部会の検討状況

⑤ 人事管理等検討部会（「理由の解明」チーム）

（4）その他

（5）閉会

委員長説明（第 9 回策定委員会で御遺族様からいただいたご意見について）

前回の策定委員会の中で、御遺族様から「当時の教育長や校長の発言について県教育委員会の考えを表してほしい」旨の御要望をいただいていたところである。

当時の教育長等の発言については、第三者委員会調査報告書においても、「遺族の不信感を深めさせる要因となった」等と指摘されているところであり、県教育委員会として、重く受け止めているところである。当時の教育長等の適切さを欠いた発言により、御遺族様に悲しみと大きな不信感を抱かせたことについて、県教育委員会として深くお詫びを申し上げる。

いかなる学校であっても、教育活動のいかなる場面においても、児童生徒に対する暴力や暴言は絶対に許されるものではなく、二度とこのような悲しい事案を繰り返してはならない。こうした考えのもと、当委員会において、外部委員の皆様、並びに御遺族様、被害者様から様々な御意見をいただきながら、再発防止策等についての議論を深めてまいりたいと考えている。

なお、県教育委員会として速やかな対応が必要となる再発防止策等は、協議のうえ、モデル策定を待たずに随時推進しているところである。また、様々な研修等の機会を捉え、暴力や暴言はいかなる場であっても絶対に許されないということについて、繰り返し、徹底を図っていきたいと考えている。

議事 部会の検討状況等について

- ① 再発防止「岩手モデル」発信作業部会
- ② 体罰・ハラスメント防止マニュアル・ガイドライン検討部会
- ③ 人事管理等検討部会（「方法の検討」チーム）
- ④ 部活動指導者研修検討部会の検討状況
- ⑤ 人事管理等検討部会（「理由の解明」チーム）

① 再発防止「岩手モデル」発信作業部会

【委員】資料第1章の第3節、[再発防止「岩手モデル」策定の趣旨]というところだが、ここの3点目に「自主的、自発的な部活動を通じてスポーツや芸術文化に親しみ」とある。この部分のところに、例えば強豪校になるとか、勝つためのチームづくりを目指すというものではないというような趣旨を入れてはどうかと考えた。

それから4点目の「児童生徒の人格を否定し、主体性を阻害するような指導があってはならない」とあるが、「主体性を阻害するような指導」という抽象的なものではなく、暴力、体罰、ハラスメントなどの不適切な言動があってはならないということをも明記してはどうかと考えた。

それから、5点目の「教職員等の暴力、言動に関連して」とあるが、ここはストレートに「教職員等の暴力、言動によって」としてはどうか。恐らく「関連して」というのは、直接的なものではなく、間接的なものも含むという広い意味での表現ということで入れていると思うが、「関連して」という表現だとモデル策定の趣旨を弱めてしまう可能性があると思うので、ここは「よって」でよいのではないか。

「よって」という表現であっても、間接的に影響した場合というものも含まれると考えるので、そのような表現方法を検討いただきたい。

それから、6点目の「教職員等による児童生徒への暴力、暴言等及び当該事案に

関連する児童生徒の」のところも、先ほど5点目と同じ趣旨で「教職員等による児童生徒への暴力、暴言等による児童生徒の」としてはどうかと考えている。

それから、第2章について、この部分は第三者委員会による調査報告書内で示された提言によるものだと認識している。今回フレームの段階なので、具体的にどんな文章になるかにもよるが、この策定委員会では当初この提言で出された7点、これらについて並列的に捉えるというのではなくて、積極的に検討すべきもの、また、積極的に検討したものに副次的に含まれてくるものなどがあって、モデルの策定に当たっては強弱をつけてもよいのではないかという意見があったと認識している。この委員会は、そのような意見を基に進められてきたと理解している。そのため、この第2章について、並列的に第三者委員会の提言をそのまま論じてしまうと、恐らくモデル策定委員会で議論をしてきた指摘などが分かりづらくなってしまう面があると思った。よって、ここの部分は、例えば経緯のところには第三者委員会の提言に基づいてこういうことを検討した、ということにとどめるとか、あまり大々的にするのではなくて、第1章と第3章がこのモデルの主たる部分なのだということが分かるような指摘にとどめてもよいのではないかと考えた。

【事務局】 ただいまの意見を受けて、再度検討したい。

なお、趣旨のところの「自主的、自発的な部活動」のところについては、そのとおり勝利至上主義であるとか、その部分をさらに文章化して入れることを検討していく。「主体性を阻害する」は調査報告書からの表現を取ったものであり、抽象的という指摘があれば検討していく。「関連する」という言葉もそのとおりなので、今後これをさらに具体化、文章化していく際に検討していく。第2章の構成については参考にし、もう一度見直ししたい。

【委員】 事務局のほうでまとめた作業については敬意を表したいと思うが、文字どおりフレームに関わってここまでだと、要するに「岩手モデルというものをきちんと作りました、さあどうぞ」で終わっている気がしている。本当はこれをつくった結果、それが本当にその後の教育現場及び社会の中で守られているのか、きちんと実効性を持って機能しているのかということは何らかの形で確認していく、従って再帰的なフレーム、フレキシブルなフレームになるわけだが、ここの中に別視点で岩手モデルがその後どうなっているということを、いつ、誰がどのように点検するのかがないと、この手のものは出たときには皆が注目して、素晴らしいとなるが、どこも点検する主体がなかったり、方法がなかったりすると、そのままになりかねない。よって、この章立てのフレームでいうと、第4章が必要なのではないか。一旦つくった岩手モデルについてはどういう時期区分で、いつ誰がどのように点検をして、きちんと守られているのかということ、そこには恐らく外部の目も必要だと思うが、何かそういう仕組みを入れ込んでどうか。そうすると、「単にある時期に出して注目されました、終わり」ではなくて、やはりその後非常に実効的に働くものになるとか、第3章の2[発生時の対応]の中で外部専門家の関与による状況対応等々あるが、これはあくまでも発生時なので、個別事案みたいな感じを受

ける。そうではなくて、全体として現在のフレームはどうなっているのか、よくなってきているのか、それとも守られているのかの様なところを定期的に見ていく仕組みをこの中に入れ込むことが積極的なこととしてはあり得るのではないかと思う。

【事務局】第3章第2節の(6)のところ、大きく2つに分け、その2点目がその後のモニタリングということで話したが、その部分も含めて検討して変わっていくもの、あるいは守られていくものを検討していきたいと思っている。

【委員】第1章第3節の3点目、先ほども出た「自主的、自発的な部活動」という表現だが、以前から複数回確認していると思うが、この岩手モデルの対象となる範囲は部活動だけではなくて、小、中、高校生であり、もちろん部活動も含まれることは構わないが、一般の授業中なども普通の学校生活の場面も対象になっていることでもいいか。どうしても特徴的な今回の背景となった事案が2つとも部活動絡みで、そこにフォーカスすることは間違いないのだが、資料を見ていくとまた部活動の話題に限定されてしまったのかという節があるので、そこだけ確認した。

参考までに言うと、教員の言動等を背景とした子供の自殺というのは平成以降でも108件起きている。そのうち部活動が背景にあると明らかに認められるものというのは、僅か20%強だ。大多数の子供の自殺の事案、しかもそれは学校生活に起因するものというものの大半は部活動以外のところで起きているので、そのウエイトの置き方を間違えられると困ると思って、今日こういう発言をした。

【事務局】指摘のとおり、策定の経緯から踏まえて、部活動のところはどうしても色が濃くなってしまうことも否めないが、そこはバランスをしっかりと見直しながら進めていきたい。

【委員】今、委員がおっしゃったところに附随して、今後部活動の地域移行が進むと思う。中学校は、特に部活動の地域移行が進み、地域のクラブ活動と一緒にになり、社会教育活動の一環という捉え方をされている。そうすると、教育の場から少し離れてしまうので、部活動に特化するのではなく、広く教育活動を捉える、そうした方向性が決められたらと考える。

【事務局】そのとおり、今後いろいろ変わっていく部分が多いので、変わっていくもの、変えなければいけないものという前提で考えていきたいと思っている。

【委員】第2章の[再発防止のための方針]の、「生徒の主体性を育む指導体制」と、「援助希求できる体制」の2つの柱に大きく分かれていると思うが、再発防止のための方針というふうにはっきり明示しているのであれば、例えば1番目の「問題ある指導について、正確に事実確認をして適切な対応を評価」とやっとならしているのだが、実際本件で見るように、そういった問題のある指導者を現場から離すということをしていけばこういった問題は起きなかったという反省点があるかと思うの

で、ここでは方針のところに子供の生命、権利を守るために、例えば「問題のある教員を現場から離す」だとか、そのような方針もしっかりと示していただきたい。

【事務局】方針については今の意見を受けて練りたいと思う。

【事務局】各委員から表現のところ、新たな第4章の実効性の検証等、それから仕組みの部分、様々意見をいただいた。事務局からも回答しているが、その部分、改めて肉づけも含めて検討する。

② 体罰・ハラスメント防止マニュアル・ガイドライン検討部会

【委員】暴力（体罰）の段、「有形力の行使」の事例のところ2行目「顎をつかむ」という表現があるが、この部分は「胸ぐらをつかむ」という、そんな感じか。

【事務局】生徒の顎をつかんだりということを想定しているが、胸ぐらでも例としては不適切なことはそのとおりである。

【委員】同じ、暴力（体罰）の段の「肉体的な苦痛を与えるもの」のところ、「過度のトレーニングのように肉体的負担をかけるためだけの鍛錬」とあるが、この辺り、もう少し具体的に技能や体力のレベルを考慮せずに行う練習とか、子供たちは技能や体力も個々で違うので、その辺りに目を向けて具体的な表現が必要と感じた。

【事務局】検討したいと思う。他との表現の長さ等のバランス等も考えながら、より適切な表現を探していきたい。

【委員】以前にリモートで皆さんとこの件について話をしたときに、このリスト、個々具体的なものをいろいろ集めるのに大変苦労しているという話があった。県内で起こった出来事をベースにこれを作っているという話も伺ったが、可能であれば、今の児童生徒から直接聴き取りをする、あるいはアンケートを取るような方法で証拠を集めるというのはいかがか。我々が捉えている不適切な行為というのと、児童生徒が捉えるもののずれも考えられるので、一回そういう機会を設けてみるのも一つの方法と思った。

【事務局】大変参考になった。あとは、策定の時間との関係で検討していきたい。

【事務局】資料の左下にも記載しているように、考えられる事例として示しているものなので、この場でなくても後でお気づきの点とか、そういったところがあれば事務局に御意見をいただき更に精査していきたい。

人事管理等検討部会（方法の検討チーム）

【委員】議事資料③の1、[不適切な指導に係るガイドライン]の（2）の④のところ、「児童生徒の声が届く相談機能の充実」という点だが、ここで1人1台端末を利用した相談で、児童生徒から各校の副校長に直接届くようなものを想定しているかと思うが、学校に申出をすることを躊躇する児童生徒もいるのではないかと思われる。また、例えば副校長の不適切な言動などに対する申出も難しくなると思う。もちろん組織体制にも関連するが、学校への申出だけではなくて、直接県とか教育委員会の担当部署に申出をすることができるような仕組みを作ることも必要ではないか。

また、ここでは端末を利用した相談以外は、例えばふれあい相談とか、外部のチャイルドラインなどの外部相談となっているが、児童生徒、また保護者が学校や担当部署に申出が可能となる仕組みを複数用意したほうがいいのではないか。例えば1人1台端末、この利用だけではなくて電話とかメールでの申出、相談ができるように専門ダイヤルをつくるとか、専門のメールアドレスを設置する、それらを児童生徒に周知して、例えばカードを毎年、年始めに配布するとかそういうことをすることも検討いただきたい。

それから、2[発生時の対応]の（3）の事案報告方法のところ、まず、①の県教委における窓口の一元化とあるが、私自身は県教委内ではなくて、県教委の外の県にこの岩手モデルを推進していく部署を設置して対応したほうがいいのではないかと考えている。仮に県教委内に設置せざるを得ないという場合であっても、現在ある部署のどこかに一元化するという意味ではなくて、新たにこの岩手モデルを推進していく部署を設置したほうがよいと考えている。また②「事案発生直後の学校からの報告様式を統一」だが、様式を統一して学校担当部署の双方で保管するということは、学校と担当部署との認識を共通する上では必要なことだと思う。ただ、これだけだと児童生徒、保護者の方からの申出の内容が本当に様式に記載された内容と合致しているのかという点においては確認できず、不十分な点があるのではないかと思う。児童生徒などからの申出内容と、申出を受けた学校との認識に齟齬がないようにするためにも、例えば様式に記載した内容が申出の内容と間違いないかを児童生徒、保護者の方に確認してもらった上で間違いないということで提出するとか、その写しを児童生徒、保護者の方にも持ってもらうとか、そういうことを考えてはどうか。

次に（5）「疑いの段階からの対応」というところだが、①「不適切な指導の事実の蓋然性が高いと判断される場合には、不適切な指導が疑われる教職員等は一時的に部活動指導から外す」などの記載がある。不適切な指導の事実の蓋然性が高いというのは、8割方、十中八九間違いないという場合に捉えられると思う。蓋然性が高いかどうかというのは、具体的な調査を行うことによって、初めて検討可能になるものではないか。そうすると、結局は蓋然性が高いかどうかを考えるとなくなってしまったら、調査結果を待って部活動指導などから外すかを検討するということになりかねないと思った。そうではなくて、児童生徒や保護者などからの訴えがあった場合には、その訴えには一定の合理性があると考えられる場合、明らかに不自然

だとか、不合理だというものではない限り、まずはそれがあったということを前提に部活動指導などから外すということが必要なのではないかと考える。また②で、「不適切な指導が認められた教員については」と記載されているが、①の関連で、不適切な指導が認められるかどうかというのは、例えば裁判では不適切な指導があったと高度の蓋然性をもって認めることができるか、その事実があった蓋然性が高いかということをも前提に判断されることになる。要するに、人は過去に戻って事実があったかどうかを確認することはできないので、結局のところ過去にその事実があった蓋然性が高いのか、8割方その事実があったと言えるのかということを経験的な証拠を集めて評価するというのが事実認定である。100%間違いないという評価は、恐らく不可能に近いのだろう。よって、ここに「不適切な指導が認められた教職員」と書いてあるが、ただ100%間違いないという場合を想定しているとすると、それは結局当該教員が事実を認めるか認めないかという点にウエイトを置いた議論をしてしまうことになりかねないのではないかと思う。したがって、事実確認とか事実認定というのは100%その事実があったと認められることではなくて、その事実があったということが高度の蓋然性をもって認めることができる、8割方事実があったと言えるだろうという場合を指すということについて、まず共通認識を持つ必要がある。100%を求めてしまうと、結局教員が自分がそのとおりましたということ認めさせなければ認定できない。そうすると、認めないとやっぱりあったとは言えないというふうになってしまうと、時間もかかり、今回のような事態が生じかねないと危惧する。

その意味で、(4)に戻り、「正確な事実確認」というものに関して、②「外部専門家への協力依頼」というのがあるが、これはたとえ弁護士とか警察の協力を受けたとしても、100%その事実があったという認定をすることはできないということ共通の認識を持っていくべきだと、認定可能なのは8割方その事実があったと言えるかどうかということにとどまるというところを理解する必要があると思う。私は授業とか部活動については、本当にあったのかどうかということをしてできる限り短時間で確認をすることができるという意味で、録音、録画を検討するというのはいっあたり得ると考えている。常に監視するための録音、録画ではなくて、申出があったときに初めて事実確認を行うためだけに使うという形でプライバシーとか、そういうものを図りつつ、100%間違いないというような場合に近づける事実認定する上で録音、録画の検討をしてもいいのではないかと考えている。

次に(6)の外部専門家の関与による対応状況の確認の点で、外部専門家、非違行為の事実認定に当たって必要に応じて外部専門家等の意見、助言を取り入れる仕組みとあるが、先ほど申し上げたように、私は新たに部署を設置すべきであると考えており、その部署に非常勤でもいいので、外部専門家を置くという仕組みがあったほうが良いと考えている。そして、児童生徒や保護者から直接外部専門家へ申出を行うことも可能とする仕組みをつくったほうがよいのではないかと。そして、その外部専門家は事実確認などの調査を自ら行うこともできるとすることや、人事異動に対しても意見を言える仕組みがあってもよいのではないかと思う。

最後、3 [人事管理] について、(1)「問題ある職員の人事管理に関する方針」

とあるが、教職員に問題があるかどうかというのをどう判断するのかという問題が出てくると思った。また、本件においては、当該教員について、当時の校長の意向を前提に異例の人事異動が行われた。そこでA高校での暴力事件が薄められてしまったというか、そこが非常に大きな問題だったと理解をしている。その意味でも、人事管理は非常に重要である。人事管理としては、部活動実績による評価を行わないとか、縁故とか、大学の先輩、後輩などのコネクションによる人事は行わないということをするためにも、やはり全教員について担当部署が出身大学や部活動、学校の異動歴、暴力や不適切な言動などに関する児童生徒からの申告の有無、対応状況、それらを記載したものを作成して、担当部署で管理をし、必要に応じて更新しながら、それぞれ1人ずつに作成されたものを人事異動の際の参考にしていくというような情報の管理体制があってもよいのではないかと考えている。

【事務局】まず、1点目、児童生徒の声が届く相談機能の充実に関して、そのとおりに書いている、例えば、アの端末を利用した相談で、各校の副校長にというのはあくまでも一つの方法であって、当然これはできない子もいるし、話したくない子もいる。そして、例えば、ウの外部機関というのもここには2つしか書いていないが、他にも年度当初に生徒たちにはこういう外部機関、相談機関があると案内するカードが渡されている。ただ、問題として現段階ではそこと県教委との連携は十分ではない。そこをどう取っていくか、外に入った相談を把握する方法等も考え、そして何よりも指摘のとおり、新しい組織の在り方の検討もしているというところで、当然そこには直接電話等連絡をもらえる窓口をつくる必要があると考えているところである。

2点目、その組織だが、県教委内ではなくて、外の意見をいろいろといただき、検討を重ねてきているところである。一方で、全部外ではなくて、教育の問題を教育の分野できれいにしていく、正していく自浄作用が必要ではないかとの意見もいただいていたところである。それも受けて、現在は県教委内にとりあえず進めているが、そのとおり今ある部署にではなくて、敢えて今こういう部署としては教職員課ということになるが、「教職員課」という言葉を今回抜いている。どのようになるかまだ確定していないので、そのような新しい部署をつくるという点も含めて今検討しているところである。

次に、3点目、報告様式について、そのとおり様式を作っても聴き取った教諭が児童生徒あるいは保護者の声をきちんと受け止めていなければ意味がないのではないかと、というのは全くそのとおりである。ここには示さなかったが、聴き取りの際の注意事項、留意事項として、指摘のあったように、こういうことですよねという確認等は入れる必要があると考えている。

次4点目、蓋然性が高いという表現は確かに言葉があまり正しい使い方ではなかったと反省している。ここで使った蓋然性というのは、まさに合理性といったほうがいいのかもかもしれない。8割、9割とか、そういうのではなくて、例えば訴えがあって、どの時間にその場に、例えば教員が実際いなかったら、それは全然話にならないという意味で使った。蓋然性というのは言い過ぎだったかもしれないので、こ

の辺の表現は適切な表現に直していきたい。

そして、それに伴い不適切な指導が認められる認められない、それが100%なのか、8割の蓋然性なのかという問題は非常に難しいところである。その辺の事実確認の困難さを伴った場合に、(4)②にある協力依頼というのは、まさにどういう方法が、あるいはどういう考え方がいいのかというアドバイスをいただきたいという意味で書いているものである。例えば外の弁護士の先生に判断をしてもらおうということよりは、どういうふうにこの場合は考えていくのがいいかというアドバイスを、どういう聴き取りをしてとか、どういう判断をとという意味での助言等がいただければと考える。あるいはいただかなければ進めない事案も出てくるということで書いているが、それであっても難しいことはそのとおりである。それがすぐ分かるであろう録音、録画についてこれも県教委内で検討しているところではあるが、現時点ではプライバシー保護の観点から全学校の全場面でというのは難しいのではないかと考えている。また意見等をいただきたい。

5点目、(6)①について指摘いただいた。外部専門家等の関与によって、非違行為事実の認定というところであるが、これは、先ほどの組織体制の在り方とも関連してくるところで、いただいた意見でそこの部署に、例えば県教委内部であっても、外部であってもそこに専門家を入れて直接調査をできるという体制は本当に参考になる意見なので可能かどうかこれから検討することとしたい。

6点目人事管理のところ、どういう組織で、どういう権限を持たせ、どういう業務をするかというところと併せて検討する。

【委員】1 [ガイドライン]のところも2 [発生時の対応]とも関わると思うが、今回の事案もそうであり、この手の全国にいろいろある管理職の問題というか、管理職の姿勢とか動き方とか責任という問題は相当大きいという気はするが、この再発防止の取組を見ていて、そこが十分押さえられているのかが不安である。例えば研修体系とかでは、研修等々では職階、職層に応じた研修で校長、副校長の研修はあるが、もっと日常的に何か起きたときに管理職がきちんと適切に対応しているのかどうかを点検をしたり、それがもしかして不適切であると思った場合には、どこかにそのことを訴える仕組みがないと、様々なことが起きているときに直接生徒と関わって不適切な行動をしているのは恐らく教職員だろうが、本来はその場において適切な管理監督しなければいけない人が適切に動いていないということは大いにこれまで見ていてもある。しかし、そのときに周囲の教員も気づいているかもしれないのに、どこにもそれを訴えるところがなく、そのままになってしまって、管理職が動かない限りは何も進まないみたいな状態は何としても避けなければいけないという気がしている。従ってここに書いてあるところが駄目だとかどうのではないが、もう少しこういうのがデッドロックに乗り上げて動かなくなってしまうときというのは何があるのだろうというときに管理職の存在とか、動き方とか、役割、責任が果たされていないことは恐らくあるだろうから、そこにどう切り込んでいくかの視点、方法、方策が欲しい。

【事務局】 そのとおり、研修以外のところでどういう管理職の責任、役割、それを遂行させるための方策を盛り込めるか検討したい。

【委員】 理由の解明チームがこれまでいろいろ重ねてきた事実関係の調査及び詳細がある。それから、私が個人的にお願いして作っていただいたA高校の事案、それからB高校事案の間があるわけだが、A高校の事案が発生した段階、それから訴訟に至った段階、それからB高校事案が発生した段階、それ以降等々にどのような再発防止策を取ってきたのかというリストを頂戴している。その2つを合わせると、理由の解明チームのデータを見ていくと、結局それぞれの担当者の方々が何となく自分から積極的に動こうとはしてなくて、自分がやらなくてもこれは誰かの仕事だろうと思っていたりとか、そこまで関わらなくても問題は起きないだろうというような姿勢を見せていて、その連続という印象を強く持った。

それから、それぞれの事案が発生した後どのような対策を取ってきたかというリストを見せていただいたが、少なくともB高校事案の調査報告書がまとまるまでの段階では、具体的な防止策が取られていないという状況が見てとれる。それから、調査報告書がまとめられた後には様々な対応が取られているが、その中の多くを占めているのは、件数的に見ていくと児童生徒に向けた対策がとて多く、そもそもB高校事案等々が起きたという大きな部分というのは、教員の問題のある行動であるから、本来はそこに注意をしなければならないのに、なぜかその部分が弱かったという事実が見てとれる。

これらのことから考えると、再発防止策として最もフォーカスを当てなければならないのは、教員の不適切な言動の抑止だということになる。これは、研修等を積み重ねても、少なくとも短期的には効果が出るものではない。断言してもいい。これは、同じような事件が延々とここ数十年の間起き続けている。今後岩手モデルの中に研修というものを取り入れること自体が悪いとは言わないが、研修によって再発防止を短期的になくすこと、再発防止を図ることは、まず難しい。

そこで、必要になってくるのは起こることを前提とした対策ということになるが、これは委員が発言したように外部のそういった問題を受け止める組織を作っていくことが必要と考える。なぜ外部かということ、外部に設けることで客観的な事案検証がスピーディーに行えるからである。そして、専門家の知見をここに投入できるからである。私がイメージしているのは、知事部局に新たな専門組織を設けるということで、この部局が児童生徒あるいはその保護者、地域住民あるいは教職員かもしれないが、彼らの通報、連絡を受け付けて、初期対応、初期の事実確認を行い、県教委や市町村教委に連絡を行い、ともにこの事案の解明に早期に取り組んでいくイメージである。

通報、連絡があった内容、事案に関しては基本的に全件を公開対象とする。つまり、通報がありこういった対処を行った、事実関係としてはこういうものだった、ということを含めて公表していく。これによって、教職員に対する抑止力が働くとともに児童生徒あるいはその保護者があそこに連絡をすれば何とかしてもらえるのだというような気持ちになれる、安心して相談できる組織となっていくというイメー

ジがある。

それから、委員から録音、録画という話があった。それに関して、プライバシーの問題という話が返ってきたわけだが、今は経産省のスタートアップ育成事業のようところでプライベート空間での暴力の防止のためにブロックチェーン技術を使った秘匿性の高い、つまり誰がその映像を見たかが全て記録に残るような仕組みと並行した録画装置の開発がもうすぐ社会実装できるレベルまで進んでいる。例えば、そのテストケースとして岩手県が手を挙げればそこにいち早く到達できる可能性があるということをお伝えしておきたい。

【事務局】組織の在り方について、県教委としては先ほど言ったように検討してきたところだが、もう一度今日の意見を受けて、どのような組織を新しくつくるのかということは持ち帰らせていただきたい。録音、録画につきましても同様である。

【事務局】組織体制的な提言、意見をいただいた。まだ現段階では検討段階のものもあって、これから改めて内部で整理し、意見も踏まえながら、そして難しい課題を含んだ提言もいただいたが、内部で検討しながらお示ししていきたい。

それでは、議事の①から③まで、御遺族様、被害生徒御家族様、遺族代理人様から意見をいただきたい。

【御遺族】整理というか、大体フレーム、枠が出来上がったところかなとは思いますが、再発防止の策について、書いていることは分かるし、逆にこの場でなくても今までの流れからもこういった類似したような状態というのは県教委も多分あったと思うが、こういうことが起きてしまっていた要因はやっぱり県教委等のなれ合いというか、同じ穴のむじなというか、そういった関係と、この第3章の[正確な事実確認]、B高校事案のときは正確な事実確認の上、事故報告書で教師の指導に問題はなかったという事実確認をして今に至っているの、この辺が改善というか、仕組みをつくり直さないといけない。今いる教育委員会メンバーの方々もまた入れ替わると思うし、またいずれ過半が教員の元の教育委員会に戻るとまた同じことになるのではないかとすごい危惧というか、懸念がある。実際そうであった。

あと、弁護士、警察等々も教育委員会、岩手県も顧問弁護士の先生は今替わったかどうか分からないが、公安委員長だったりとか、その辺もひもとくと仲間内とかそういったことになりかねないというか、B高校事案のときも第三者委員会を立ち上げるときも委員も大体あらかじめ選定されていたようだし、答えも多分用意されていたのではないと思う。私のほうからは、委員の半分、過半を県外の方々でということによって要求したけれども、それもかなり強い抵抗があった。予定どおり隠蔽できなくなるということが多分、県教委の懸念だったと思うのだが数年前まではそういう組織だったのだ。この辺の1章、2章、3章の中で組立てをしていっても、また同じ体質、また元に戻るような感じがする。大事に至らなくても何か指導があったとき、教師は研修センターなりで部活動の研修とか今までもあったと思うが、しかしこういったことが実際に起きているので、研修で終わりということではなく

てその策、仕組みづくり、そういったことをきっちり文章化するなり、何らか明確化してしまわないと、事実認定もねじ曲げることがあるし、その辺が仕組みに今まだ至っていないなという感じがしたので、例えば学校長の責任において、先ほどの蓋然性を満たすような教師は指導ではなくて、学校長が警察に告訴しなければならないのだ。自分の部下を警察に突き出すことをきっちり何らかの書面にするとか、法律にはそう書いているが、実際そういうような運用はされていないと思うので、そこまで踏み込んだり、そうすると指導よりもきっちり法律が事故を未然に防いでくれると思う。別に私は過激なことを申し上げているわけではなくて、実社会でこのパワハラ、セクハラ等々あると同じようになるので、学校教職員がそうなっていないのが世の中の流れの中で遅れていると思うので、法律を利用した仕組みというか、今現状立派な教師の方々の性善説的などころで組立てされていると思うが、実際数%そうではない教師がいるということをきっちり認識するほうがまた同じ轍を踏まないためだと思うので、その辺をぜひよろしくお願ひしたい

【事務局】 今のお話、しっかり受け止めて、できるだけのことをしてい

【被害者】 前回に引き続き策定委員の先生方、前回御出席くださった委員も含め、今日御出席くださっている策定委員の先生方には私どもとしては非常にありがたい御助言いただき、大変感謝している。ありがとうございます。

私は、自分の経験からしかいろいろなことは分からないので、今自分の経験上、気がついたことをお話しさせていただきたい。先ほど録音、録画という話があったが、うちの息子についても、そして御遺族様御子息についてもバレーボールの練習が大変で未来を絶たれた、希望を失ったということではなくて、そのとき指導していた教員による暴力や暴言によって精神的に、また肉体的に痛めつけられたというのが事実である。また私の息子については練習後、もちろん水分を取ることもなく、すぐに体育教官室という教員1人とうちの息子の2人きりで、元部員の話によると「7時にちょうど練習が終わって、9時まで待っていたけれども、なかなか帰ってこなかったから、僕たちは先に帰りました」という話を聞いたところ、2時間以上にわたって何かあったのかと思った。息子は、その事件についてはやっといういろいろと口を開いてくれたが、結局教職員、そのときの指導者が、顧問が2時間以上何をやったかは記憶にないというふうに話をしたために、うちの息子の作られた記憶ということで結論づけられた。こういったことがあったという経験から、やはり録音や録画、誰も見ていないところでの指導と称した暴力、暴言は、こういったものでしか証明できないのかというふうなことが私の感想なので、もちろんプライバシーが守られることが前提だが、前向きに御検討いただければありがたい。

【御遺族代理人】 再発防止を具体的な2つの事件を念頭に置いて検討いただいていることにまず感謝を申し上げて、私の意見を述べる。

本当はまずは理念のところを述べたいが、もっと具体的な話をしたほうが分かりやすいと思うので、これは資料③(5)の[疑いの段階からの対応]で委員が指摘し

た①「不適切な指導の事実の蓋然性が高いと判断された場合には外す」というところだが、事務局からは言葉の使い方がというお話だったが、ここの折り目をちゃんとつけ直すというところは私はとても大事だと思っていて、疑わしいときは即外す。「先生、私、練習中にお尻触られました」という話が出たら、即外すという意味である。お尻触られましたというのは性的加害なので分かりやすいかもしれないが、「ばかやろう」とか、そういう暴言が出たとなったら即外すという意味である。

それとの関係でいえば、明日甲子園の初日なのだけれども、甲子園大会に出るチームが「お尻触られました」とハラスメントがあったという訴えで、明日即外すというときに「甲子園大会の試合が始まる、関係ないね。それでも外します」というぐらいの意味で、即外すというような折り目がつけられるのかどうかということだと思ふ。

それとの関係で議事資料①の、これも委員が指摘になったところだが「自主的、自発的な部活動を通じてスポーツや芸術文化に親しみ」という部分で、委員が強豪校を目指したり、勝つことを目指すのではないのだというふうに明記すべきだとおっしゃっていたが、同じ趣旨かどうか分からないが、学校でやるスポーツは勝つことが目的ではないのだということがはっきり分かるようにしなければいけないと思ふし、そういうふうに考えておられるかどうか、どこまでそうするかは委員の皆さんで検討いただきたいが、これはなかなか大変なことだと思っている。学校スポーツを通じて自分の技量を上げたいと思っているお子さんや保護者の中には、勝ってくれよという気持ちは必ずあると思ふ。「でも、君たちがそう思っていたとしても、岩手県の学校スポーツはそこは目指していないから」というふうにはっきり折り目をつけないと、いつもハラスメント問題は起きてくるのではないか。この決断は、結構重い決断だと私は思ふし、現場の教師の方々やスポーツに参加している子供たちの意見も聞きながら練っていく必要があるのではないかと思ふ。

それから、疑わしきはすぐ現場から外すということとの関係でいえば、録画というのは不可欠というふうに思ふ。なぜならば、そこにはハラスメントが起りやすい人間関係がある。しかも、上下関係がある。訴えがあったときにそれが全然違うことかどうかは録画を見て後で決めればよいことで、いわゆる濫訴みたいな話、虚偽の訴えがあったときはそれで教員は救われる。ただ、考えなければいけないのはプライバシーの問題とおっしゃったが、確かにその問題はあると思ふ。子供たちが、「自分たちがいつも撮影されているということを意識して運動しなければいけないというのはつらいです」ということになるかもしれないので、そこもよく協議、現場の意見を聞いて決める必要がある。ここも子供を中心に考えるべきだと思ふが、子供を中心に考えたとしても、スポーツの現場なら多少の罵声はいいのだと、「ばかやろう」という言葉が当然普通に出るのだとか、「何やってんだよ」という質問の形を取る攻撃とか、そんなのが出るのは当たり前だというふうに子供たち自身が思っているのは、ここで証言した元A高校の生徒も言っていたと思ふが、そういう意思なのだ、この先生はこういうふうに厳しくやってくれるから自分が今プレーできているのだという思いを当時持っていたということであったから、そういう意識が子供たちの中にあるのだということをも前提にいろいろ考えていく必要があるか

と思う。

それから、組織の問題だが、自分が今やっている事を説明すると、仙台市のこども若者局という部署に設けられているS—K E Tといういじめ相談窓口の専門委員を私はしている。弁護士2人と心理の先生が1人、専門委員になっていて、電話やメールあるいは来訪してのいじめの相談、不適切な教師について対応している。年間500件ぐらいの相談があって、必要なときには専門員が直接訴えている人たちの話を聞いて、場合によっては学校に行って調整をする、何度も調整する、その問題が解決するまで調整するという、そういう仕事を今している。

この組織の面白いところは、専門委員がないこと、また、教育委員会の下ではなくて、こども若者局という部局の下に設けられていることである。この部局の中で相談窓口を運営している、支えている事務局的な人たちは元学校の先生たちだ。だから、現場のこともよく分かっていて、この時期だとかこういうことが起こりそうだとか、調整に行くならここでやったほうがいいのか、そういう助言もある。そういう微妙な、教育委員会だと信じられないからこちらに電話しましたという人たちがたくさんいる。そういう別の部局を設けるときの一つの工夫の参考にしていただきたい。

子供たちから相談する窓口、保護者から相談する窓口はたくさんあっていいと思うが、相談されたことについて責任を持って処理する、県として処理する部局は必要だと思う。なあなあにならない教育委員会の別の部局、解決するかどうかは別として、相談されたことについては責任を持つ部局がある必要があると思う。

④ 部活動指導者研修検討部会

【委員】部顧問の先生が研修を受たというところで、個人レポートと学校レポートというのがある。個人レポートは、恐らく研修を受けた顧問の先生が答えたものであると思うが、それでよろしいか。

【事務局】この個人レポートについては、学校研修を受講した教員と、併せて校内研修を受ける教員と共通のレポートで、今現在進めているオンライン研修が終了次第、学校から学校レポートとして報告をあげてもらうものだ。

【委員】その報告の学校レポートのほうだが、研修会の内容辺りが、この学校レポートに記載されている。確かに現場の発想やアイデアの重要性というのは、非常によく理解できるが、その前に個人レポートのチェックリストの分析というものがどんなものであったか伺いたい。個人レポートのチェックリストのところでも特に最近部会でよく話題になる、「見て見ぬふりをする」その辺りの意識や、「同僚に打ち明けにくい雰囲気がある」、「上司に相談しづらい」とか、そうした項目が述べられているが、各学校でこの辺りをしっかりと分析をされて管理職の対応、そういったものにつながっているかどうかという辺りを確認したく質問した。

【事務局】今校内研修を進めている。その報告が10月27日までの提出となっている。それを受け、状況を確認し、改めて委員の皆様には報告申し上げたい。

【委員】重ねて、このチェックリストの分析というところをぜひ重視していただきたい。

【事務局】それでは、今意見あった個人レポートの分析については、追って整理した後にお示しする。

⑤ 人事管理等検討部会（「理由の解明」チーム）

【事務局】議事資料⑤のところで委員の皆様から意見等をいただきたい。意見等なようなので進行のほうを進めたい。

御遺族様から意見、質問等いただきたい。

【御遺族】議事④、⑤等々について、特に⑤のほうについては私もA高校の事案については事実関係等々認識していないし、多分被害者の疑念というのはそのとおりののだろうなど、当時の学校長、副校長なりがやってもいないことをやったことにしたりとかということなのだろうなど、この文言を見ながら解釈している。多分時期が来てそういった結論がなされるのだろうなどというふうに思うし、これから再度調査というか、ヒアリングされると思うので、その辺のところではっきりしていただければ支障ないと思う。

あと、人事の件については、研修もそうだが、研修後レポートというよりは学校単位で宣言を出されるということだと思うので、その宣言等々、研修に対しての誓約といったような形で各指導者なり研修を終えた方から「こういった研修を受けて、こういった法違反をいたしません」というようなものを誓約していただいたものを書面で取り付けるというようなことを実施していただきたい。もし「何らか触法するようなことであれば罰則については甘んじて、処分については甘受します」ということを実社会ではやっているのだから、そういった宣言に対しての誓約ということで、信賞必罰ではないが、「研修を受けました、終わり」ではなくて、必ず法を犯さないと誓約するということを徹底すれば再発の防止の策としては多分有効だと思う。やってしまったらもう対処せざるを得ないということが明確になるので、その辺をはっきりしていただくような書面の取り付けを可能であればお願いしたい。

【事務局】追加の聴取ということで、我々も何回か聴取をしているが、被害生徒御家族様からいただいた御指摘の部分について、不足していたので、改めてどういった内容を聞くかということも含めて今調整をしている。疑問な点を解消できるように引き続き努めてまいりたい。

【被害者】この間、教育委員会の皆様が私たちの職場に来てくださり、いろいろお話を聞いていただけて、本当にそれはよかったというふうに思っているが、そのときにも私のほうからお話をさせていただいたが、言葉というのは本当に人に誤解を

与えるものであるということをととても実感している。今資料に私もざっと目を通したが、私からしたらこんなふうな物の言い方はしていないというような表現が事実認定として書かれているところなどがたくさんあり、それをもう十何年も前から一生懸命お話ししたが、そここのところは全く表現がそのままだということとはとても残念に思っている。

それからもう一つ、先ほど先生方の研修やレポートについての話があったが、私が少し考えているのは、今現在教職員の皆様に小学生、中学生、高校生、児童、生徒に向けて教員であれ、誰であれ、児童や生徒に向けて人を傷つけることは許されないということを先生方が研修を受けることはもちろん良いことだと思うが、先生方が生徒、児童に対して日々そういったことを教えるということとはとても大事なのではないかなと思う。息子について、そして多分御遺族御子息もだったと思うが、本当に苦しいこと、本当に傷つけられたこと、これはなかなか人に言えないのだということ、私は息子を通してよく分かった。自分自身のことも考えても、やはり本当に苦しいことや傷ついたことというのはなかなか人には言えない、ましてや大人、友達に言えないと思っている。もし先生が生徒、児童に向けて日々、「あなたたちを傷つけるという行為は、誰であっても許されないことだから、安心して何かあったら言いなさい」ということを日々伝えていけば、もしかすると中には、「あっ、言ってみようかな」というふうに考える子供も出てくるかもしれないし、また外部のそういう子供たちを救おうという、そういった活動をしている、もう何十年も前から信念を持ってやっている団体というのがあって、時々そういう人たちを学校に招き入れて講演をしてもらっている学校があるようだが、現実には門前払いをされているというのが実情のようだ。もっと学校でいろんな方々の意見を聞いて、そしてあと表現、これをいま一度皆で考えていただきたい、報告書に書く表現というものを誤解のないように、また言葉を選びながら書いていただければと思う。

【事務局】表現等、これからまた内部でも精査してまいりたい。子供たちへの教えについては、関係する教育委員会の課長も今日出席しているので、皆で共通認識を持って、現場でも提言の趣旨が反映されるような形で努めていきたい。

【御遺族代理人】先ほど御遺族様がおっしゃった書面ではっきりさせるといふこととの関係だが、「今までは許されたかもしれないけれども、今後はすごい処分、強い処分を受けますよ」という、それぐらいの折り目をはっきり示さないといけないと思っている。そういう意味で、御遺族様は書面ということをおっしゃったと思う。

教師だから許されるというふうに何となく思われているところがあれば、それは全然間違いだからと、「去年まで許されたんですけど」という抗弁ももう立たないということをはっきりさせるのはすごく大変な作業だと思うが、それをやっていただきたいというのが御遺族様のお話だったと思う。

私は被害生徒御家族様の代理人ではないので、余計な話になるかと思うが、今の御家族様のお話をぜひ受け止めていただきたいと思うし、当時の学校の責任者、教育委員会が御家族様をクレームのようなあしらい方をしたということは間違いないと私は思う。そこについては、もう公務員でないのかもしれないが、あの方々は、

傷つけてしまったということで人間として謝罪しなければいけない。それは御自分ではできないかもしれないけれども、現職の方々が仲裁者になるくらいの気持ちで謝罪を促していただきたい。これは代理人でもなく、ここにいる一人の参加者として望みたいと思う。

【事務局】議事のほうは終了になるが、議事全体を通して、言い足りなかった部分等があったならば改めて御発言をいただきたい。

【委員】今日の書面には表れていない部分だが、私からの希望として何点かお話をさせていただく。

暴力や暴言に対する処分を改めて検討し直していただきたいということである。教職員から児童生徒への暴力、暴言あるいは不適切な関わりは教職員の業務上で起きていることだ。たまたま暴力を振るったということが業務中に起きていることから、より罪が重いと捉えるべきだと考えている。そして、関係性が深いゆえに、その影響は極めて長い間子供に影響を与えているということが言えると思う。教職員の言動を背景として、不登校になり、強い人間不信に陥って、もう30代、40代になりながらも家から出られなくなっている、真っ当な社会生活を送れなくなってしまう、そういった方々からの相談を複数私は受けたことがある。そういったケースに関して、世の中に救済策が全くない。あたかも個人が怠け者であったりとか、あるいは個人の心の弱さであったりということで、社会的に救済される仕組みがない。救済の仕組みをつくってほしいという話ではなくて、それくらい大きな影響を与えるものだから、もう少しその処分の在り方というのは考えてもいいのではないかなと思っている。

セクシャルハラスメント等に関しては、かなりしっかりした考え方ができているのだが、教職員による言動を背景とした子供の被害というのはどうも軽く見られがちなところがあるので、それもやっぱりきちんと見ていただきたい部分である。

それから、児童生徒が性被害を受けた場合に、自分が性被害を受けていたということに気づくまでにとっても長い時間を要するというのをよく耳にする。同じように子供たちは自分が受けている教員からの暴力あるいは暴言が被害なのだという認識がなかなかできずにいるということがある。私が相談を受けているケースでも、自分が悪いのだ、自分が悪いからこんな目に遭ってしまったのだ、こんな自分だから学校に行けなくなってしまって、親に迷惑をかけているとって自責の念にとらわれて、摂食障害を起こしたりとか、睡眠障害に陥ったりとか、そういったケースがやはり複数ある。従って「あなたが今されていることは被害なのだ」ということを子供たちが明確に認識できるような仕組みをつくっていただきたい。具体的には教員による暴力、暴言あるいは不適切な関わり、教育におけるマルトリートメントと言っても良いかもしれないが、そういったものを動画化して、その動画をベースに子供たちの学習する機会をつくっていただきたい。そして、教員に対する抑止力にもなるように、それを県教委のウェブサイト、市町村教委のウェブサイト等々で誰もが閲覧できるような状態をつくっていただきたいと思う。

それから、この岩手モデルのたたき台みたいところで「宣言の発出」という話が一度文字として書かれていたことがある。その宣言の発出、ただやってもあまり意味がないと思うが、個人的なアイデアとして、この宣言の発出を知事からやっていただきたいと思っている。その目的は、私学も例外ではない、岩手県全体として教員による暴言、暴力をなくすという方向に進むのだということを知事の口から伝えていただきたい。結果的にそれは私学にも波及できるだろうと考える。この宣言に関しては、各学校のウェブサイト等々に掲載するとか、機会を見つけて発信していくということが必要かと思う。

それから、これは以前も一度言われたことでもあるが、何とはなしに今年度末にこの再発防止策の策定期限を設けているような雰囲気があるが、とてもではないが、十分なものはつくれないと思う。いかに皆さんと我々が頑張っても完璧なものにはならないだろう。詳細を集めることはなかなか困難だから、より実効性の高い再発防止策としていくために、継続的に検討を重ねていく、ネバーエンディングな再発防止策であると、日々改良されていく再発防止策であると、それが岩手モデルであると、そんなスタンスからより実効性の高い再発防止策をつくる仕組み、それらをきちんと実効性を測定していく仕組みも併せてつくっていただきたいと思う。

【事務局】 今5点ほど御提言をいただいたが、改めて教育委員会の中でも検討しながら進めてまいりたい。

【被害者】 途中からの参加なので、これまでの議論について承知していないが、この調査、検証に関わる理由の解明という項目についてだけ述べさせていただきたい。

これについては、これで調査を尽くしたというふうには到底思われたい。この中ですっぱり抜け落ちているのが、再三申し上げてきたとおり、当時の教育長と教育委員の皆さんが一体何をしていただけたのだと何度も申し上げてきた。私は3回文書を送付して、元顧問の暴力性を明らかにして第三者による調査を何度も求めたが、全て黙殺された。一度でもなされていればB高校事案が生じることはなかった。これについて、なぜ当時の教育長、教育委員に対する聴取が行われないのか。以前にも申し上げたが、この防ぐことができたはずのB高校事案をなぜ防ぐことができなかったのか、最も問われるべきはこの教育行政のガバナンスであって、末端の教師を締め上げるだけでは何も変わらないと考えている。

また、A高校事案については、先日事務局の方が説明のためということで訪れたが、真新しいものは何もなかった。しかも、驚いたことに結局皆さん御自身が調べたものというものは何もないと、前任者が調べたことを再度まとめると、これでは調査の名に値しない。私の質問に対する回答が出るはずがない。これも以前から何度も言っているとおり、このA高校事案というのが全ての出発点、一丁目一番地、この真相を明らかにすることから始めなければ、検証作業とはならない。不適切、不十分な対応で申し訳ないという通り一遍の言葉で済ませたいようだが、それで済まされることではない。そもそも肝心の元部員からの聴取内容も全く記載されていな

い。事務局の方は訪問時、聴取に応じてもらえなかったとおっしゃっていた。何で聴取に応じてもらえないのか。

【事務局】元部員の聴取について、8月30日にお話、説明をした後、意見聴取の内容について調整中だが、その際に元部員に対しても改めて聴取を行う方向である。

あとは、元部員への聴取だが、元顧問教諭の懲戒処分を検討する際には当時の生徒、部員の方々に協力を求めて、協力をいただける方については聴取を行っているが、その具体的内容について、こういった公の場で公表する前提で聞いていないので公表することは差し控えさせていただきたい。

【被害者】聴取に応じてもらえないというのは当たり前だと思わないか。今ジャニーズの問題というのが非常に社会的に大きな問題として取り上げられているが、ジャニーズ事務所の間が被害者からヒアリングして聴き取ることができると思うか。そもそもジャニーズ事務所の間が調査報告をして、それを誰が信じるのか。だから、専門家に任せたらどうかと、当初から別途調査検証委員会を設置すべきだと、その調査の対象のほとんどが県教委になるわけだから、県教委を除いた第三者でやるべきだと、もう2年半前から申し上げているにも関わらず、なぜこれを受け入れようとししないのか。身内で身内を調べても正しい調査結果が出るはずがない。そこで個人情報保護法とか、大分時間が経過しているとか、理由にならない理由を挙げているが、ジャニーズの皆さんなんて20年前、30年前なのだ。幾ら時間がかかってもまず行うべきは徹底的な調査検証であって、このずさん極まりない調査検証の上につくられた再発防止策というのは、到底私は受け入れられない。これをやっても同じことが繰り返されるだけだ。

皆さんにもお伝えしたいのだが、私の息子は確かに生き延びたのだ。ただ、生き延びて、その後の長い人生を生きていくためには、人としての名誉と誇りを取り戻す必要があるのだ。だから、謝罪と真相の究明を求め続けてきた。A高校事案についていえば、高裁判決確定後も当事者は誰も一言も我々と息子に謝罪をしていない。当時、皆さんのお仲間テレビカメラに向かって頭を下げた人物がいた。ただ、この人物すら我々には謝罪はしていない。B高校事案の第三者の報告書が出た後、初めてそれまで総務部長をされていた新任の前教育長から謝罪をしたいと申し出があった。加害者が被害者に謝罪するのは当然なのだから、元顧問も伴うようにと何度求めても、組織として対応したいので、差し控えさせてもらおうと言われた。私も息子も張本人はもちろん、実際に関わった当時の学校関係者の誰も我々と息子に謝罪をしていない。だから真相の究明と事実の特定を求めている。真実は必ず一つであって、複数の可能性などあり得ない。

今回第9回策定委員会の会議録を読ませていただいたが、発言の一部が削除されている。これはなぜなのか。

【事務局】被害生徒御家族様は、この理由の解明の調査の手法そのものに納得されていないことは重々承知しているが、我々としても教職員課の職員が中心となって

これまでも外部委員の皆様には調査方法等について諮りながら取り組んできているところである。事実の解明についての認識も我々としては、ある程度進んできていると思っている。不足している部分については、これからも被害生徒御家族様の御指摘、御意見なども十分酌み取りながら、真摯に受けとめながら努めていくので、何とぞ御了承いただきたい。

【被害者】私が申し上げているのは会議録の話なのだ。このようなことは瑣末な問題なのだが、この会議録で非常に問題なのが19ページ下段の最後の6行、事務局の方と私とのやり取りである。事務局の方が「繰り返しになるが、改訂版の追加分というのは1回目、2回目、3回目と分かるように書いたことを話しており、あとは記録に対してそういう話があったことを明記しなかったことについては、明確な話は聞いていない」と答えたことに対し、私が「記録を残すとまずいのではないかという意識が働いたということをおっしゃったのか」と言った。それに対して、事務局の方は「そういう話ではない」と書かれているが、これは違う。事務局の方がこの時言ったのは、当時のA高校Cの発言として、「このまま残すと後で問題になるかもしれないという意識が働いたかもしれない」と、そう言った。それを受けて、私が「記載を残すとまずいのではないか」ということを尋ねた。発言された本人は覚えておられるだろう。

【事務局】第9回策定委員会会議録は記録から起こして概要版として作っているものだが、その部分についてももう一度精査の上、仮に指摘のとおりのことであれば修正等をさせていただきたい。

【被害者】会議録というと録音から起こしたものだから、「いかにも正確に公正にやっています」というふうに言いたげだが、この会議録では皆さん自身が作為的な脚色と隠蔽を行っているようにしか見えない。正しい会議録を作成し、公表していただきたい。

【事務局】了知した。

【被害者】なぜこれほど調査検証に時間がかかっているのかというと、県教委主体でやっているからなのだ。年に3回というペースで調査検証が進むわけがない。あのジャニーズの問題では、わずか3か月でヒアリングと関係資料の精査を行って、互いが納得する結果報告を出した。私としては、再度ここで改めて第三者による調査検証を強く求めたい。

その他

【事務局】長時間にわたる御協議ありがとうございました。

次回第11回策定委員会について、委員の皆様、御遺族様、被害生徒御家族様と日程調整の上、11月または12月の開催予定とし、本日の議事での御意見、御要望等を

踏まえ、具体的な再発防止策の検討を中心に協議したいと考えている。後日、日程の御相談をさせていただく。

閉会

【事務局】以上で、第10回再発防止「岩手モデル」策定委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。